

# 「港湾保安管理士」資格認定制度の見直しについて

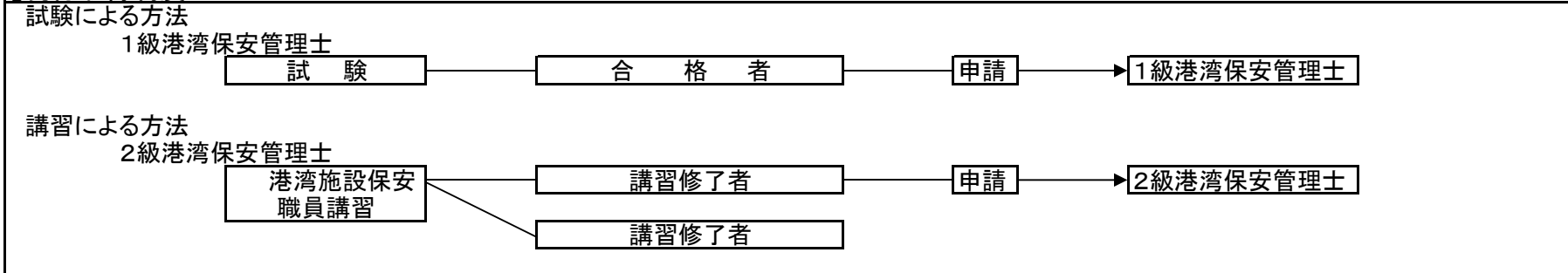
講習を受講することにより「1級港湾保安管理士」の資格取得が可能となります。(ただし、講習の中で行われる習熟試験の判定結果によります。)

平成25年度から実施予定としており、詳細については25年初めまでにはホームページに掲載いたします。

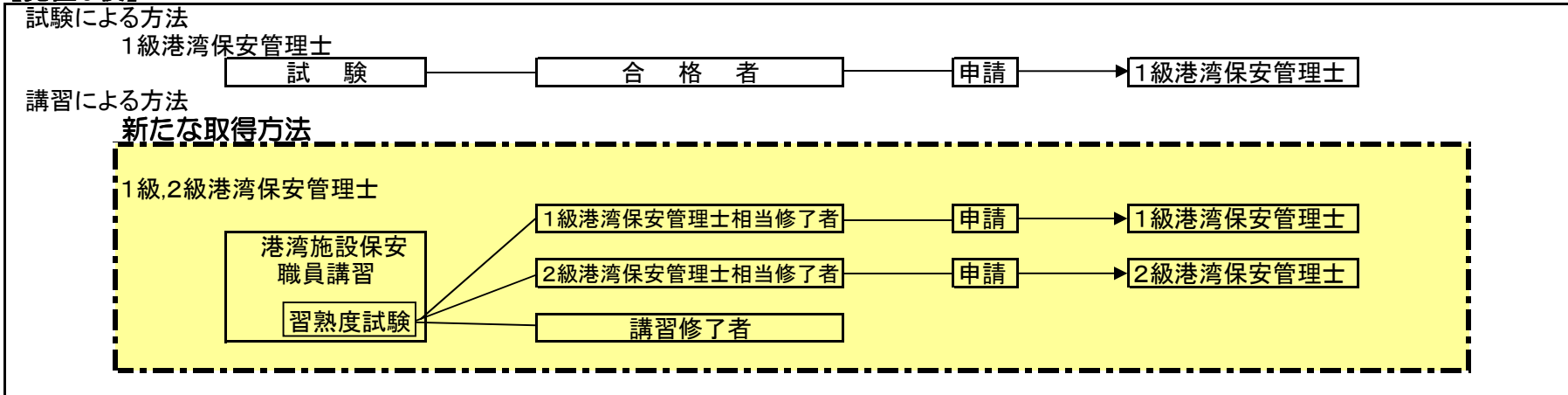
- 背景: (1)近年のより確実な保安対策の履行を求める世界の動きに合わせ、今後も保安対策のより一層の強化・向上を図る必要があります。  
(2)国土交通省港湾局においても、埠頭保安管理者としての必要な知識と能力を備える資格として、「1級港湾保安管理士」を取得することが推奨されています。  
(3)現状では港湾の保安業務に関する、より高度な上級専門家である「1級港湾保安管理士」が不足しています。

概要:「1級港湾保安管理士」の取得方法は、年1回実施していた「試験」によるものとしておりましたが、新制度では、この方法に加え、「港湾施設保安職員講習」の中で習熟度試験を行い、習熟程度の判定結果により「1級港湾保安管理士」及び「2級港湾保安管理士」の資格を取得する方法が加わりました。

## 【現行取得制度】



## 【見直し後】



※ 新たな取得方法の「港湾施設保安職員講習」受講者は、「1級港湾保安管理士」及び「2級港湾保安管理士」の申請に係る費用は必要ありません。